

労働者家族福祉に関する報告書

昭和三十四年十一月

8-8
No. 5-1

婦人少年問題審議会



写

本審議会は、労働者家族問題の重要性に着目して、かねてから研究を行なってきたのであるが、基本的な考え方について、一応の結論を得たので、ここに報告する。本報告書の目的は、主として、労働者家族問題の範囲を明確にすると共に、今後推進すべき福祉対策の方向を示すことにあるのであつて、具体的な施策に関しては、さらに研究をつづけたいと考えるものである。

昭和三十四年十一月十三日

婦人少年問題審議会会長

山高しげり

労働大臣 松野頼三 殿

報

告

書

目次

は し き

第一章 総論 労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策	一
----------------------------	---

一、労働者家族問題の発生	三
--------------	---

二、労働者家族福祉対策の発展	四
----------------	---

三、今後推進すべき福祉対策の構想	八
------------------	---

(一) 原則	一一
--------	----

(二) 具体的対策の方向	一三
--------------	----

(三) 対策を推進させるための体制	一五
-------------------	----

第二章 各論 労働者家族福祉対策の問題点	一六
----------------------	----

一、家庭経済の問題	一六
-----------	----

二、住居の問題	二三
---------	----

三、子女の教育問題

二七

四、保健衛生と安全の問題

三〇

五、家族関係と家庭管理の問題

三二

六、低所得労働者家族の問題

三七

むすび

四〇

は し が き

近時、わが国経済の発展にともない、労働者の福祉向上への関心が深まっているが、労働福祉の一環として労働者家族福祉のもつ意味はきわめて大きい。すなわち、労働者が人間として物心ともにうれいのない生活を維持し、その生産能力を十分発揮するためには、労働力再生産の場である家庭が円滑に運営され、家族生活が安定していることが欠くことのできない条件である。このことは同時に、労働生産性の向上、労使関係の安定、次代の労働力の健全な育成等、広範な労働政策、経済政策の遂行に大きな意味をもつものである。さらにまた、わが国全世帯中に占める労働者世帯の比重の増大とともに、その福祉はひろく国民福祉の中核としての意義をもつものとなる。

以上の見地から本審議会は労働者家族問題の重要性に着目して、労働者家族の実情の分析ならびに福祉対策の研究を行なつてきたのであるが、基本的な考え方について以下の結論に達した。

念のために用語の意味を明らかにしておく。労働者とは、もちろんいわゆる現場労務者だけをさすものではなく、人に雇われて賃金俸給を得ているもの、すなわち、雇用者のすべてをさすものであり、家族とは世帯主の対概念としての家族員ではなく、世帯主をもその一員に包含する夫婦親子等の単位集団をさすものである。したがつて労働者家族とは、雇用者を生計の中心とする家族集団のことである。一般に労働者世帯、あるいは勤労者家庭と呼ばれるものとほぼ同じ意味をもつものである。

第一章 総論 労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策

労働者家族福祉の窮極的な目標は、わが国の労働者家族を、次のような状態に到達あるいは接近させることにあると考える。すなわち、家族成員のすべてが、経済的および精神的に安定した生活を維持し、家族が健全な労働力再生産の場としての機能を果し、さらに、家族が、社会の文化的発展をになうものとしての役わりを果しうる状態である。

右の目標を達成するために推進すべき福祉対策についての研究は、労働者家族に固有の特質に対応した特殊なものに重点をおくが、同時に一般的な国民福祉対策のなかで労働者家族の福祉につながるものも、研究範囲にとりいれるべきである。また、諸外国における経験は十分に尊重されるべきであり、同時にわが国の実情に則した方が配慮されなければならない。

以下にのべることは、右の前提のうゑに立つものである。

一、労働者家族問題の発生

まず、労働者家族には、農業や商工業の自営業家族と比較して、かなり明らかな経済的社会的特質があり、それに起因して、固有な問題が発生すると考えられる。すなわち、労働者家族は、その生活実態においては、国別、階層別に種々な相違があるが、本来的な性格として、つぎのような特徴をもつものと考える。

労働者家族は、いうまでもなく、生産手段をもたず、労働者の賃金によつて生計を営む。したがつて何らかの理由で労働者の賃金が減少あるいは途絶した場合、家族全体の経済生活が挫折するおそれがある。また賃金の額は、家族生活の実態に応じて変動するものではないから、家族数の増加や生活上の起伏にともなう出費

が生活を圧迫する。このことから、労働者家族においては、一般に扶養能力が低下し、出生抑制の傾向が生まれる。

つぎに労働者家族においては、生産活動は家庭の外で行なわれる。親子兄弟等の生産活動における協働は行なわれず、親の職業技術を子供につたえることもない。また労働者の転職、転勤によつて住所を動かすことが少なくない。さらにまた労働者家族の生活意識は、近代労働者の合理的精神、個人主義的精神を基調とする。こうしたことから、労働者家族においては、成人した家族員の同居は少なくなり、夫婦と未成年の子のみで構成されるいわゆる中核的家族の形態がとられ、出生の抑制と相まつて、家族規模は縮小する。また伝統的な家族共同体の性格は減退して、個人主義的、友愛的、平等的な傾向が強くなる。すなわち、普通にいわゆる近代家族とよばれる性格がみられるのである。

この傾向は、近代的であるという限り、一般に家族にとつて幸福を意味するが、反面新しい問題を招来する。すなわち、家族成員の一体感が少なくなり、家族結合が弱まつて、家庭不和、離婚、環境不適応等が増加し、いわゆる家族解体の現象をかもし出す。また小家族ということからの生活上の不便もとくに不時のさいは、少くない。

このように労働者家族は、自営業家族と比較して、かなり明らかな性格を持つ。この性格が強く表面化するときには、出生率あるいは婚姻率の極度の低下、それによる人口構造の不均衡、家族生活の混乱、崩壊等を招来して社会不安を増大しやすいといえよう。わが国の労働者家族についてみるならば、その数は年々増加して、現在約七七〇万世帯をかぞえ、すでに全世帯数の四割を占めるに至っている。しかし右にあげた労働者家族の特質は、そのあ

らわれかたが、やや不鮮明である。まず自営業家族との分化が行なわれていない場合が少なくない。第二種兼業農業にその著るしい例がみられる。一方いわゆる産業構造の二重性に起因して、労働者家族間の階層分化が大きいところから、生活実態においても、家族自身の問題意識においても、共感や共通性が強くない。また家族員相互の協力扶助を強調する旧来の家族制度の思想ないし政策の影響をうけて、家族の間に、伝統的な共同体的結合が今日もなくなつていない。

こうしたことから、わが国では、工業化の進んだ段階にありながら、労働者家族の近代家族としての性格はそのあらわれかたがあまり強くないといえる。

しかし前にあげた諸点は、労働者家族に本来的特質であり、わが国の労働者家族にも共通に内在するものである。また戦後は

法律制度の改革、社会経済事情の変化によつて、これらの特質はかなり表面化し、すでに扶養能力の低下、出生の抑制、家族構造の単純化等の現象は顕著であり、また一部には家族結合の弱化を示す現象もみられる。今後わが国社会の近代化とともにこの傾向は一そう速度を早め、広い範囲に普及していき、前にのべたような各種の問題がわが国においても発生し増大していくことはさけられないものと考えられる。

二、労働者家族福祉対策の発展

右にのべたような労働者家族問題の発生は、労働者家族自身の生活に不安をもたらすばかりでなく、社会的にも不安を招来し、また経済発展にも支障を及ぼすおそれのあるものであるから、これに対応して、労働者家族における不安をのぞき、崩壊を防ぐため、何らかの保護的な対策を講じることが、国家の関心事となる

が、それは、国民福祉に対する関心の進展とともに、積極的に福祉を増進する対策へと発展するものと考えられる。

労働者家族福祉対策の発展過程についてみると、工業化が早く行なわれ、したがって労働者家族の経済的社会的問題が早期に発生した西欧諸国では、家族福祉の政策が早くから発達している。たとえばイギリスの場合、十七世紀初頭に家族成員間の扶養義務は、すでに夫婦と直系血族相互間に限られており、十九世紀後葉の社会立法には、労働者家族の生活保障についての国家の責任が表現されている。また一般に今世紀に入つてのち、労働者家族に対する西欧諸国の関心は次第に高まつており、とくに近年いわゆる福祉国家の進展とともに、労働者家族福祉の理念は明確になり、対策は拡充され、体系化され、またしばしば一般的家族福祉対策にまで発展している。

日本の場合は、前項にのべたように、近代家族としての労働者家族の性格が不鮮明であり、また労働者家族の経済的社会的要求が十分に表面化されないということのために、従来、この問題についての社会的認識は十分でなく、対策も体系的には殆どみるべきものがない。たとえば、扶養義務範囲は戦後の改正を経た現行法制においても、かなり広く、これは労働者家族の扶養能力をこえるものといえよう。また社会保障制度は漸次拡充してきているが、家族集団の維持についての配慮は少ない。このようにわが国の現状では、家族扶養は、依然として家族制度的な相互扶助に多くを期待しており、一方家族福祉増進を明瞭に目的とする福祉サービスは、国家の強い関心事とはなっていないといえよう。

しかし、前項でのべたようにわが国においてもすでに労働者家族問題は発生しており、とくに今後は経済政策の進展にもなつ

て、労働者家族の性格の近代化が急速に進むものと思われるので、すみやかにその福祉のための対策を準備すべき段階にあると考える。

三、今後推進すべき福祉対策の構想

以上のことから、わが国労働者家族の福祉をすすめるための方策として、つぎのような構想が考えられる。

(一) 原則

1 はじめにのべたように、労働者家族福祉の目標は、労働者家族が心身の安定、労働力の再生産、文化的諸目的の遂行という本来の機能を十分に発揮しうる状態の実現にある。したがって、そのための方策については、政府の努力はもとより、経営者、労働組合、労働者家族自身がともに大きな関心をもつことが期待されよう。

労働者家族福祉のための方策はひろい範囲にわたるものであり、また他の政策分野とも関連しあうものである。しかし、基本的には次の諸角度から対策が研究されるべきものと考ええる。

(1) 一所得水準一 労働者家族が、その生活におけるすべての事故や、起伏および家族数の増減を通じて、つねに生活維持のための所得を得られる状態におくこと。

(2) 一生活内容一 労働者家族が、住居、医療、食料、衣料、教育、家事処理、休養娯楽等において、つねに適正な生活内容を享受しうる状態におくこと。

(3) 一家族関係一 労働者家族が家族生活の起伏、変動を通じて、家族関係において安定を保ち、崩壊の危険からまもられている状態におくこと。

(4) (社会関係) 労働者家族が、近隣との接触その他の社

会関係において、つねにその尊厳を守られると同時に、市民としての積極的な役わりを果し得る状態におくこと。

3 対策の推進に当つては、社会一般において家族の重要性が

再認識され、その機能の保全についての社会的関心が深まるようにすることが重要である。このさい旧来の家族制度的思想との区別が明確に行なわれなければならない、

□ 具体的対策の方向

右の原則を具体化するためには、前提条件として、労働者家族における所得の絶対的水準をたかめ、収入の途絶を防止するため、賃金水準の向上、最低賃金制の発展、完全雇用の実現等、労働経済政策上の課題があり、同時に、より合理的な国民所得再分配計画による国民福祉の増進が考えられなければならない

ないが、当面研究されるべき主な対策としては、次のものがあげられよう。

1 (社会保障制度の改善) 現行社会保険制度の内容を全般的にひきあげるとともに、とくに扶養家族に対する給付を強化すること。公的な家族手当制度の導入について研究をすすめること。民法上の扶養義務範囲を縮小して公的扶助を拡大すること。

2 (福祉サービスの創設) 労働者家族における手不足その他特殊な問題に対処するために、主婦の手代りを派遣する制度(ホームヘルプ制度)、家庭管理技術を普及する計画、家事処理のための共同施設、家族の休養、娯楽のための事業等、特殊な福祉サービスがすすめられること。

3 (低所得労働者家族についての対策の研究) 低所得労働

者家族については、右の諸対策に加えてその特殊な問題に対処する特別な対策を研究すること。

4

（民間の家族福祉活動の促進） 政府の行なう施策と相ま

つて、企業、労働組合等によつて、家族福祉のための計画がすすめられ、また、労働者家族自身の間に、自主的な向上意欲がたかまるように援助が行なわれること。

（二）

対策を推進させるための体制

労働者家族福祉は、日本の社会においては、新しい問題である。また、対策の実施面では、労使関係に関連する複雑な問題との接触も考えられる。

したがつて、対策の推進のためには、労働者家族の諸問題を明らかにし、各方面の認識を深めるための調査活動、広報活動をとくに強化すべきである。また、福祉対策を有効に実施する

ために、労働者家族福祉事業を行なう団体、あるいは基金等について研究を行なうべきである。

第二章 各論 労働者家族福祉対策の問題点

この章では、労働者家族の諸問題と福祉対策について、各項目別に、行なわれた研究の概要をのべることにする。

一 家庭経済の問題

労働者家族は原則として、労働者の勤労収入のほかに生計を支えるための収入をもたない。いいかえれば収入源が単一である。また、その勤労収入の額はほど一定していて、弾力性を欠いている。

る。これらが、家庭経済の面での労働者家族の特質と考えられるので、この二点に分けてのべる。

○ 収入源の単一性

いうまでもなく、労働者家族は、生産手段を所有せず、労働者である世帯主の賃金、俸給によつて生活を維持するものである。また労働者に事故のある場合、他の家族員が労働者の業務をすぐに代行することはできない。したがつて何らかの理由で労働者の勤労収入が途絶ないし減少する場合、家族全体の経済生活が挫折することになる。ここから、失業、疾病、災害、老令、死亡等によつて労働者が収入を得られなくなつた場合に、労働者自身の生活の保障はもちろん、家族全体の生活を保障する必要が生まれる。これに対処して多くの国で寡婦、遺族のための保険或いは年金の制度が発達している。また労働者の保険や年

金に扶養家族の追加給付が見られる。

わが国の現行の制度をみると、労働者が一時的または長期にわたつて収入を得られなくなつた場合の労働者自身に対する保障は行なわれているが、家族を単位としてその最低生活を保障するまでには至っていないといえよう。すなわち、失業保険制度をはじめ、現行の各種社会保険制度には、家族員のための配慮を行なっているものはきわめて少ない。したがつて、夫の事故によつてその家族の生活が危険にさらされることが多い。しかも各種社会保険制度や年金制度の間には不均衡がみられ、労働者自身に対する保障さえ十分とはいえないものもあり、さらにこのような制度の適用を全く受けていない労働者家族もかなり多い。

労働者家庭の経済生活安定のためには、現行の社会保険制度

に検討を加え、その適用範囲の拡充、給付期間の延長、扶養家族に対する追加給付等、家族生活維持のための措置が包含されるよう考慮されることがのぞましい。当面の施策としては、失業対策事業の強化、未亡人等のための就業援助方策の推進、退職者のための退職金制度、年金制度、あるいは遺族の生活設計についての適切な指導援助等がのぞまれる。

○ 収入額の非弾力性

労働者家族の家計は、労働者の賃金、俸給の枠によつて規定されるが、この賃金、俸給は、原則として労働者の労働の対価として一定額が支払われるのであつて、労働者の家族生活の実態に則応してその金額が変動するものではない。このために労働者家族の扶養能力は制限され、家計は非弾力的なものになる。すなわち、家族員数の増加はただちに生活水準の低下を意味す。

るし、また、家族構成員の疾病、出産、入学、冠婚・葬祭等による一時性の支出も、家族の生活を脅かす要因になる。このために、労働者家族の間には、扶養義務範囲の縮小、家族数と収入との調整のための方策、教育費、医療費等の負担軽減措置について必要性が強く生まれる。これに対応して多くの国で、扶養義務範囲は夫婦と一親等親族間以内に限定され、また公的な家族手当制度が発達している。

わが国の現状をみると、家族数と収入との調整という点については、税制上の扶養家族控除の制度があるが、基礎的方策として公的な家族手当制度は設けられていない。これに代るものとして、わが国特有の企業による家族手当の支給がみられるが、これは企業が任意に行なっているものであり、したがって全企業にわたるものではない。一方扶養義務範囲は、諸外国の

それと比較してかなり広範囲である。また、疾病等の不時の支出については、健康保険をはじめ各種の医療保険制度があるが、扶養家族に対する給付額は、必ずしもその必要をみたすものとはなつておらず、さらに現行の保険制度さえ適用を受けない労働者家族がかなり多いことは前にのべた通りである。

収入額の非弾力性によつて労働者家庭の当面する経済生活の不安を除くための今後の措置としては、諸外国にみられるような公的な家族手当制度の導入、民法上の扶養義務範囲の縮小、教育費の軽減等についての検討がのぞまれる。また医療費の軽減をはかるために、現行の医療保険制度の適用範囲の拡充、扶養家族に対する給付の増額等の研究が必要である。このほか公営の金融機関、あるいは共済制度による低利の金融制度の育成も必要であらう。

また、収入額の固定ということから、労働者世帯では、消費面の計画化ということが、とくに大きな意味を持つことになるが、消費物資の価格の変動は家計を大きく左右し、また、家事担当者の家事運営能力は、消費生活内容に影響を与えることが少なくない。したがって、労働者家族の家計の安定のためにはまず、物価の安定や商品の品質向上をはかるための諸施策がのぞまれるが、主婦が家計の計画化その他家事の合理的な運営に必要な能力を容易に習得することができるとの援助も必要と考えられる。

なお、労働者家族の経済生活の安定をはかるための将来にわたる抜本的な対策としては、より合理的な国民所得再分配計画の実現によつて、平時、不時を問わず、労働者の家族生活維持

のための負担が軽減されることが必要である。また、労働者家族の間に自主的な貯蓄慣習が確立されることもものぞましいが、そのためには、物価の安定その他広範な経済政策によつて、貯蓄意欲が減殺されないように配慮することが必要であらう。

二、住居の問題

農、商業等の自営者の世帯は、多くの場合、生産手段としての家屋を所有しており、それが住居を兼ねる場合が多いが、労働者家族は、原則として、そのような条件を備えていない。また、世帯主である労働者の職場との関係で移動することが少なくない。さらにまた、住居を建築する資力の蓄積が困難なことが多い。これらのことから、一般に労働者家族は、自営者の世帯に比べて、自家を所有することが少なく、賃貸住宅を求めることが多いが、

原則的に労働者家族の居住地域は人口の密集する都市部であり、その希望にそつた住居を得ることは必ずしも容易ではない。一方労働者家族が好適な住居環境を確保することは、健全な労働力の維持のためにきわめて必要なことであるので、多くの国がその住宅政策の中核として、労働者家族のための住宅建設に努力している。

わが国でも近年は、地方公共団体による公営住宅の建設をはじめ、住宅金融公庫、日本住宅公団等を通じての住宅建設計画がすすめられ、労働者世帯に住宅を提供しているが、戦災や引揚者の帰還等によつて深刻化した戦後の住宅不足の問題はいまなお解決しておらず、住宅難世帯として数えられている労働者世帯が少なくない現状である。

住宅問題解決のためには、いふまでもなく、政府資金による住

宅建設、ことに低家賃住宅の建設計画がさらに進められる必要があるが、住宅の質的条件の向上についても一層の配慮がのぞまれる。また、労働者住宅の建設を事業とする民間非営利団体に対する援助の強化、あるいは労働者が自力で住宅を建設することに対する融資の拡充等、労働者家族の住宅建設のためには、政府の政策に期待するところが甚だ大きい。

つぎに、わが国に多くみられる慣行として、企業がその従業員のために建設する社宅があり、これに対して、政府も厚生年金積立金還元融資制度、あるいは産業労働者住宅資金融通制度による援助を行なっているが、企業が独自に建設する社宅の中には、質的に不備な点の指摘されるものがあり、入居者の生活に種々な不便をもたらしている。とくに辺地等で他に住宅を選択することの困難な場合には、社宅入居を余儀なくされるのであるから、質的

に不備な社宅から労働者家族のうける不便は大きいといえよう。一般に企業が独自で建設する社宅についても労働力再生産の場としての諸条件をそなえることが必要であるので、そのための最低基準が確立されることがのぞまれる。また、中小企業の社宅建設に対する政府融資の拡充も必要であろう。

さらに社宅については、夜勤者の静養を確保するための配慮、あるいは私生活に職場の問題が介入することを防ぐための世帯配置方法等の研究や、社宅居住世帯が労働者の定年退職、死亡等の理由で入居資格を失った場合の措置についての検討ものぞまれる。一方、企業の住宅対策としては、住宅の貸与よりも、従業員の自家所有を援助する方式の方がのぞましいとの見かたもあり、社宅問題については関係者の今後の研究にまっところが必要でない。

三 子女の教育問題

労働者家族は、農家・商家等の自営業者世帯と異り、子女に継承させる生産手段を持たず、また家庭内で、生産的な技術を子女に習得させることは不可能であるために、子女に高度の学校教育を受けさせ、あるいは特殊な技能を習得させることによつて、自活のための手段をもたせようとする要請が強い。しかし、こうした教育に要する経費の負担は、労働者の勤労収入を唯一の収入源とする労働者家族の場合には必ずしも容易ではなく、また、労働者は一般に、定年制によつて、一定の年令に達すれば職を退くことを余儀なくされるので、この点からも子女の教育費が、労働者家族の大きな問題になる。したがつて進学する子女のための学資の援助の方策や、若年で就業するものがすみやかに自活できるための方策がとくに強く求められる。また、特殊な問題として「住居」

の項でもふれたように、労働者家族は、自営業者家族に比べて移動性が強く、このことが子女の学校教育に支障をおよぼすことがある。また、労働者家族では労働者は一日の大半を職場で過ごすため、子女の家庭教育、あるいは子女の教育問題全般についての責任と関心が主婦に大きく求められることになる。

わが国の場合も、子女に教育をうけさせようとする傾向は労働者家族の間に強く見られる。とくに低い学歴で生産活動に入つた者は、その後職業資格を高めるための機会が十分でなく、職業生活を通じて不利な条件におかれることが多いため、近年進学への要求が著しく高まつている。しかし、教育費の労働者家計に占める比重はかなり高い。また、諸外国に比べてわが国の労働者の定年制の年令は低い。このため労働者家族の子女の進学が困難になることが少なくなく、しばしば優秀な子女の進学がはまれるこ

とがある。

労働者の子女の教育問題についての今後の方策としては、労働者家族の教育費負担能力を高めること、若年で生産活動に入つた者の速やかな自活を可能にするような、労働経済政策がすすめられることが必要であろうが、あわせて産業・経済の要請に即して必要な人材が養成されるような、計画的な文教政策が樹立されることがぞまれよう。さしあたっては、教育費の軽減、公私の育英制度の拡充による子女の進学への援助、とくに、高等学校生徒に対する奨学金の拡充・整備が要望される。同時に働く青少年の職業的能力の発展を目的とする職業訓練制度の拡充がのぞまれる。また転職・転職にともなう居所の移動が子女の学校教育におよぼす支障を排除するためには、教科書の入手に対する援助、宿舍の提供などについての関係者の研究が必要であろう。

子女の教育問題についての主婦の関心は、わが国でも近来非常に高まっているが、ややもすれば狭い視野にたちやすい。主婦が家庭内での子女に対する人格教育の責任とともに、教育問題改善についての建設的な役わりを果すためには、一層の識見が要求されよう。このための方策、とくに、関心のうすい階層への接近方策が検討されることがのぞましい。また、父親が家庭にいる時間が少ないために、子女の教育に十分関与できないということに対応して新しい方策が研究されるべきであろう。

四、保健衛生と安全の問題

家族全員が健康を保つことは、すべての家族にとって生活安定の大きな要因であることはいうまでもない。とくに労働者家族の場合には、労働者あるいは他の家族員の疾病、災害は、個々の家庭

の經濟生活を脅かすばかりでなく、労働者の欠勤あるいは不安等によつて社会的にも労働損失を招くことになる。ここに労働者家族の健康管理、安全管理の重要性がみとめられ、多くの国でこれに対処するための施策がすすめられている。

わが国でも戦後この面の改善向上は著しいものがあると考えられる。しかし、労働者家族のおかれている都市の衛生的環境は必ずしも良好とはいえず、たとえば、結核の有病率は平均して考えれば、農家等の自営業世帯に比較して、労働者世帯の方が高くなつていゝる現状である。また、労働者家族には、その扶養能力との関係から出生を抑制しようとする傾向がみられ、わが国でも、最近の出生率の低下は労働者階層に特に著しいが、抑制の方法としてしばしば人工妊娠中絶が行なわれている点が問題視されており、とくに母体の健康保持の面から、憂慮される状態にある。さらに高

層アパートの普及、交通量の増大、あるいは遊び場の不足等から起きると考えられる都市の幼児災害も、主として労働者家族の間の重要な問題であろう。

これらに対処して、労働者家族の生活を健康に保つためには、一般的な公衆衛生施策の推進、医療機関の整備のほか、とくに、家族全員が定期的に健康診断をうけることができるような制度や施設の普及、主婦の保健衛生、安全についての知識の向上、救急処置、家庭看護法、および正しい産児調節についての知識と技術の普及がすすめられるとともに、家庭災害の防止についての研究が行なわれることがのぞまれる。

五 家族関係と家庭管理の問題

労働者家庭では、いうまでもなく、生産と消費の場が分離して

おり、労働者である世帯主は、一日の大部分を家の外の職場で過ごす。このことから、家事の運営や子女の教育等、家庭管理の責任をはじめ、近隣との交際、地域社会との接触等は、その大部分が家庭にある主婦の手にゆだねられるので、主婦の識見、家庭管理能力の向上が、社会的にも要求されることになる。

また家族の構成という点からみると、前にものべた通り労働者家族には、出生抑制の傾向が強く、また同居親族も少ないために、一般に家族員数が少ない。このことは家族員、とくに世代間の緊張が少ないという点で、大家族にまさるといえようが、不時の際には、人手不足を招く。とくに主婦の病気、出産等の場合は、ただちに家庭の運営に支障を来たし、夫の職場での労働にも影響を与える。また、主婦自身が職場に出ている家庭では、日常の家事や子女の養育の面でも困難に当面する。家族成員間の人間的なつ

ながりの面では、平等的、友愛的な傾向が強く、いわゆる近代的な家族関係がみられるのであるが、反面、農家や商家等に見られるような経済単位としての一体感は失われ、家族成員間の興味や関心の共通性は少なくなる。このことから、家族の結合が弱まり、離婚、親子の離反等の現象が生まれ、家族の機能が崩壊しやすくなる。こうした傾向に対応して西欧の多くの国で、家庭生活の円滑な運営を援助するような種々の対策がこころみられている。

わが国の場合も、戦後は、家父長的な家族制度の廃止や生活様式面の変化と相まつて、労働者家族の性格の近代性が次第に表面化してきた。そのため、主婦の家庭および地域社会での役わりが変化し、新しい観点から主婦の識見、能力の向上がもとめられている。また、家族の構成については、累代同居はかなり減少して小家族化が著しい。このために起きる不時の場合

の人手不足という現象は、すでにあらわれており、とくに大都市の労働者家庭には著しくみられる。家族結合の弱化という点については、旧来の家族制度的な性格が減退して、近代的な家族関係が育ちつつあるものとして、一般に歓迎されていることが多いが、しかし一部では、家族の分裂という状態もすでに進行しているとみられる。しかも、こうした家族の性格の変化、とくに主婦の役わりの変化についての一般の認識は十分でなく、古い理念が支配的とみられる場合が少なくない。このことが家族関係や家庭管理の問題を一そう困難にしているとも考えられる。

これらの問題に対処するためには、まず近代的な家族関係や主婦の新しい役わりについての社会一般の認識を深めるための教育活動が必要であろうが、同時に、家庭運営の技術面において、種々な新しいサービスの導入が考えられる。たとえば、家族関係や

家庭管理についての主婦の知識や技術を高めるための援助計画が考えられ、さらに、人手不足に対する援助施策としては、保育所等の施設の設置とともに、家事手伝いの養成、とくに主婦の事故の際、一時的に低廉な主婦の手代りを派遣する制度（ホームヘルプ制度）の導入が考えられよう。ホームヘルプ制度については、未亡人等の職業対策とあわせて考慮することができると思われる。また、人手不足をおぎなうためのサービスには軽易なものもあると考えられるので、余暇のある老人の役わりをこの面に見出すことができれば老人福祉にも資することになる。また、やや将来にわたる対策であるが、家族間の紛争、その他精神衛生面の問題についての、相談機関の設置ものぞまれよう。

なお、家族関係、家庭管理の面は、労働者家族の近代的な性格が強くあらわれ、また現在も変化が進行している分野であると考

えられる。したがつてこの面において家族の機能を正當に保持していくためには、社会学、心理学、家政学、経済学等の分野で、家族問題について、科学的な研究が今後一そう進められ、とくに主婦の新しい役わりについての研究が行なわれることがのぞまれる。

六、低所得労働者家族の問題

わが国の労働者家族の中には、日常の生活ですでに、最低生活さえ営むことの困難なものが少なくない。これらの世帯では、副収入を得るために妻その他の家族員の労働が必要となり、いわゆる共かせぎ世帯も多くみられる。また副収入を得るための方法として、しばしば内職がもとめられているが、内職の入手は必ずしも円滑でなく、その上に甚だしく低工賃である。このような世帯

はもとより、一般に中小企業に働く労働者家族は、住居その他生活全般にわたつてその福祉面で不利な条件にあるものが多くそのため特別な問題が発生していると考えられる。たとえば、主婦の家事運営の面に関連してみると、家事の合理化をもたらず器具の不足や、しばしばみられるガス、水道等の施設の不備は、家事労働を煩雑なものとし、内職等家計を補助するための労働と相まつて、心身を消耗している主婦が多くみられるのである。このことは、子女の養育をはじめ、家庭生活全般にわたつて、その円滑な運営を阻害する要因の一つとなつている。さらに、これらの労働者家族の中には、現行の各種社会保険の適用さえ受けていないものが少なくない。

このように特殊な問題をもつ低所得労働者家族に対しては、一般的福祉対策に加えて、特別な対策が必要となろう。基本的

には、一般的な労働・経済政策による賃金水準の向上、合理的な最低賃金制度ないしは完全雇用政策の確立が問題になるが、当面の施策の一つとして、各種社会保険の適用範囲の拡充も必要である。また内職の現状を改善するための対策としては、適切な家内労働対策あるいは内職対策の樹立によつて、内職従事者の保護と就業の援助が行なわれることがのぞまれる。さらに、主婦の厚生面については、共同福祉施設の設置等によつて、主婦の家事労働の軽減をはかり、教養・娯楽・休養が得られるような援助を行なう等、これらの家族に対しては、特別な対策が研究されるべきであらう。

むすび

以上は、労働者家族の諸問題と推進すべき福祉対策の方向について、基本的な考えをまとめたものであつて、さらに各方面の批判を得て、研究をつづけたいと考える。本報告書が、労働者家族問題の重要性について社会一般の関心を深めることに多少とも役立てば幸いである。

婦人少年問題審議会委員名（アイウエオ順）

婦人労働部会

伊藤 昇

朝日新聞社論説委員

井 深 大

(株)ソニー取締役社長

今井 静子

全国生命保険労働組連合会婦人部長

部会長 江上 フジ

日本放送協会教育局婦人少年部長

勝 木 新次

労働科学研究所長

佐々木 大

日経連調査部長

船 山 登美

全織同盟中央執行委員

会 長 山 高 しげり

全国未亡人団体協議会事務局長

山 本 あや

日本教職員組合婦人部長

渡 辺 駿

(株)伊勢丹取締役人事部長

年少労働部会

佐藤 利三郎

更新会常務理事

塩谷 信雄

日本労働組合総評議会常任監事

鈴木 俊彦

東京実業連合会常務理事

田中 政男

全日本中小企業労組総連合委員長

遠山 長雄

中小企業協同組合常任理事

副会長
部会長

那須 宗一

中央大学教授

乗富 丈夫

日本光学(株)取締役

藤本 喜八

立教大学教授

森 誠

全国石炭鉱業労組青婦対策部長

五島 貞次

毎日新聞社論説委員

婦人問題部会

部会長西

安 濟 満

石川島重工業(株)取締役

磯 野 誠 一

東京教育大学教授

氏 家 寿 子

日本女子大学教授

久 米 愛

弁護士

坂 西 志 保

評論家

清 子

評論家

原 島 進

慶応義塾大学教授

福 沢 準 一

読売新聞社論説委員

丸 沢 美 千 代

国鉄労組婦人部中央委員

森 五 郎

慶応義塾大学教授

